

## 序章 研究提案公募にあたって

### 1 戦略的創造研究推進事業の目的と概要

本事業の目的と、目的達成に向けた事業運営の概要は以下の通りです。卓越した基礎科学からトップイノベーションの源を生み出す、挑戦的な研究に果敢に取り組む研究者の皆様からのご応募・ご参加をお待ちしています。

#### 1.1 事業の目的

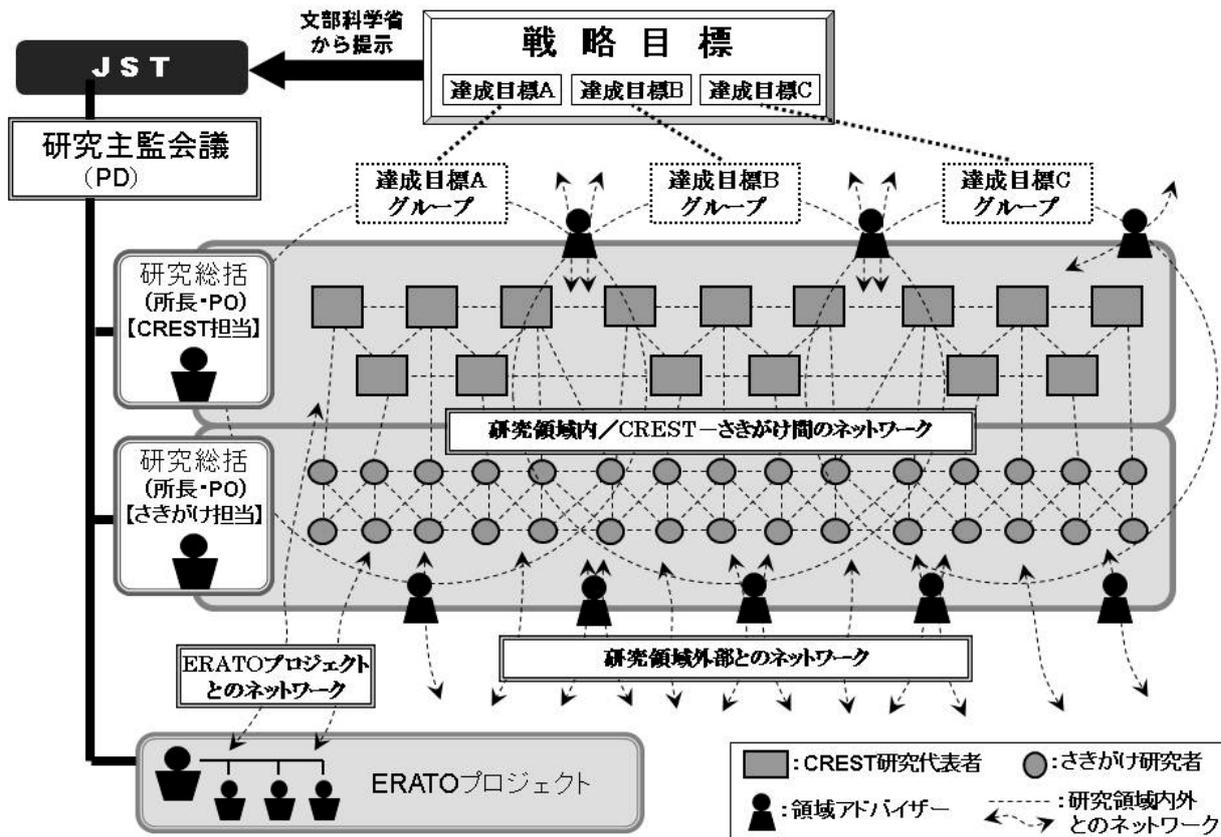
本事業は、国が定めた方針の下で戦略的な基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションを生み出す、新たな科学知識に基づく革新的技術のシーズを創出することを目的としています。

#### 1.2 事業の概要

国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえて国(文部科学省)が設定する「戦略目標」の下に、推進すべき研究領域と研究領域の責任者である研究総括(プログラムオフィサー)をJSTが定めます。研究総括は、戦略目標の達成へ向けて、科学技術イノベーションを生み出す革新的技術のシーズの創出を目指した戦略的な基礎研究を推進します。

本事業全体の運営方針や制度改革の検討・立案は、研究主監(プログラムディレクター)が行います。本事業のうち、「CREST」(研究代表者が率いる研究チームにより研究課題を推進)および「さきがけ」(個人研究者が研究課題を推進)では、研究主監による事前評価に基づいて、JSTが研究領域と研究総括(プログラムオフィサー)を定めます。

研究総括は、研究領域を「バーチャル・ネットワーク型研究所」として運営します。具体的には、研究総括が研究所長の役割を果たして、既存組織や分野、産・学・官の枠を超えた最適な研究者・研究課題を編成して時限的な研究体制を構築し、領域アドバイザー等の協力を得ながら戦略目標の達成に向けて研究領域を運営します。CRESTの研究代表者およびさきがけの個人研究者は、研究総括の運営方針の下でその支援等を受けつつ、科学技術イノベーションへの展開を見据えて領域アドバイザー等との対話や参加研究者間の相互連携を行うとともに、国内外との連携によるネットワークを自ら積極的に形成・活用しながら、自らが立案した研究課題を推進します。



### CREST・さきがけ『バーチャル・ネットワーク型研究所』の標準的モデル

- 戦略目標
  - ・ 国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえ、国(文部科学省)が「戦略目標」を設定
  - ・ 戦略目標の実現のための「達成目標」を3つ程度提示
- 研究主監(プログラムディレクター)会議
  - ・ バーチャル・ネットワーク型研究所の事業横断的な運営指針の提示・共有
  - ・ 新規研究領域・研究総括の事前評価
  - ・ 研究領域を超えた最適資源配分、連携推進・調整等を行う
- ※ 研究領域は、戦略目標に応じて、CREST、さきがけの片方、両方、複合のいずれかを設定
- 研究総括(プログラムオフィサー)
  - イノベーション創出・戦略目標達成に向け、
  - ・ 研究領域の運営方針を策定・共有し、領域アドバイザーの協力を得ながら研究領域のマネジメント(研究課題の選考・評価を含む)
  - ・ 科学技術イノベーションへの展開を見据えた、研究領域内外とのネットワーク形成の先導・支援等を行う

## 2 応募・参画を検討されている研究者の方々へ

### 2.1 若手研究者の積極的な参画・活躍について

#### 若手研究者の積極的な参画・活躍について

本事業は、将来の科学技術イノベーションに向けた卓越した新技術シーズを創出することを目的としています。将来にわたって我が国が科学技術立国を図り、持続的に科学技術イノベーションを創出していくためにも、将来の科学技術を牽引する次世代人材である若手研究者の輩出・活躍支援が最も重要であると考えており、本事業をフィールドとして革新的な研究に果敢にチャレンジし、活躍の幅を広げ、飛躍していただくことを強く期待しています。

本事業の「さきがけ」には、従来から多くの優れた若手研究者の参画をいただいています。研究総括と領域アドバイザーがいわば「メンター」役を果たし、また研究領域が若手研究者同士の相互触発の場となることで、若手研究者自らが成長することを支援してきました。これまで以上に若い世代の研究者からの、「さきがけ」への積極的なご応募・ご参画を待望しています。

また、本事業の「CREST」においては、各研究課題において研究代表者(PI)のもとに、多数の若手研究者が参画しています。PIの方には、これら若手研究者の将来について大きな責任を負っていることを改めてご認識いただき、参画研究者の研究終了後のキャリアを考慮し、産学官の多様な領域において活躍する人材輩出に努めていただくようお願いいたします。JSTとしても、本事業が若手研究者の成長の場となるよう、若手研究者同士の触発機会を設けるなどの措置を通じての支援を検討して参ります。

既成概念を覆すような飛躍的な研究は、若手の柔軟な発想から生まれることも多く、多くの若手研究者の方の本事業へのご参画をお待ちしています。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事 外村 正一郎

## 2.2 ダイバーシティの推進について

### JSTはダイバーシティを推進しています！

JSTのダイバーシティは、多様な人財が互いを尊重しながら最大限の能力を発揮するとともに、それぞれのキャリアと働き方の多様性を重視して推進します。JSTは、ダイバーシティを通じてイノベーションを創出し、未来社会の課題を解決し、我が国の産業競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

また、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度(平成27年度より「出産・子育て等支援制度から名称変更)」についても、制度利用者である研究者の声を踏まえ、制度の見直しを図りながら、研究復帰可能な環境づくりを通じて、我が国のイノベーション創出に寄与します。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

中村 道治

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

多様性として女性の活躍はとても大切ですが、JSTのダイバーシティは若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育て、また介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。

様々な経験と考えを持つ多くの人と協力しながら、様々な問題に柔軟に対応して新しい未来を切り拓く、これがJSTのダイバーシティが目指すところです。JST職員だけでなく、JST制度を活用されるすべての人々に対してダイバーシティを推進していきます。みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

人財部ダイバーシティ推進室 渡辺 美代子

JST では、研究者がライフイベント(出産・育児・介護)に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策(当該研究者の研究開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援)を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

JST ダイバーシティの取り組み

<http://www.jst.go.jp/diversity/research/index.html>

CREST で活躍する女性研究者たち

<http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

さきがけ「なでしこ」キャンペーン

<http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/nadeshiko/index.html>

### 2.3 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1件あたり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みが求められています。詳しくは「2.3.4 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等」(26 ページ)および以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

### 2.4 オープンアクセスについて

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成25年4月に発表しました。CRESTおよびさきがけで得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

### 3 公正で誠実な研究の推進に向けて

#### 公正で誠実な研究の推進に向けて

科学は、合理と実証を旨として、多くの先人たちが築いてきた知識の体系であり、その蓄積のうえに科学研究者はさらに新たな知識を生み出しています。このような新たな知の創造・発見への好奇心・関心は、社会一般の人々も共有しています。

また、科学技術の社会に与える影響がますます大きくなっており、社会が抱える課題を科学技術によって解決してほしいとの期待も高まっています。

こうした中で、残念ながら、研究活動の不正行為や研究費の不正使用が相次いでいることは皆様もご承知の通りであり、広く社会からも認識されるに至っています。

この機会に、研究者は、社会からの深い信頼と負託のもとに、自立的に研究を進める立場にあることを再認識し、改めて、研究者自身の責任において、公正で誠実に研究を行い不正行為や不正使用を行わないことを確認する必要があると考えます。

特に、研究室を主宰する方など、指導的な立場にある研究者の方は、将来の科学技術を担う若手研究者らの指導・育成に責任を負っており、不正行為や不正使用によって若手研究者らの将来が損なわれることがないように、研究倫理・規範のみならず、研究における基本動作ともいえる研究データの取得・処理・記録の方法やラボノートの取扱いなどについても、自ら率先して範を示し、指導していただきたいと考えます。

JSTとしても、関連機関等と連携しつつ、研究倫理教材の開発・提供や柔軟で適切な研究費使用ルールの方策・普及を図って参ります。また、万一不正行為や不正使用が行われた際には、研究機関等と連携して、厳正に対処して参ります。これらを通じて、不正行為や不正使用の起こらない・起こさせない環境を一層形成するよう努めて参ります。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
理事 外村 正一郎

研究活動における不正行為および研究費の不正使用に対して、JSTは以下の措置をとっています。本事業に参加する研究者およびその所属研究機関は、これらへのご対応をお願いします。

#### (1) 研究倫理教育に関するプログラムの履修

JSTでは、平成27年度の研究提案公募から、研究提案者は研究倫理教育に関するプログラムを修了していることを応募要件としました。

また、採択された場合、研究代表者および研究参加者には、JSTが指定する研究倫理に関するe-ラーニングプログラムを受講していただきます(平成25年度から措置)。

以上について、詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(142 ページ)をご参照いただき、速やかに対応ください。

(2) 研究費の不正な使用等に対する措置

本事業において研究費の不正な使用等が行われた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置をとります。また、不正の内容等に応じて、本事業および、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)および他府省の独立行政法人が配分する競争的資金制度への申請および参加の制限措置をとります。

(3) 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備および不正行為等への対応に関する措置

研究機関は、自身の責任において研究費の管理・監査の体制を整備すること、研究費の適正な執行およびコンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講ずることが必要です。また、不正行為等に係る告発等があった場合は、所定の調査等を行い、JST への報告が必要です。これらの対応に不備がある場合、間接経費の削減の措置をとることがあります。

詳しくは、「6.5 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について」(148 ページ)をご参照ください。

(4) 研究活動における不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)が認められた場合、その内容に応じて、研究の中止、研究費の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置をとることがあります。また、不正行為に関与した者について、不正の内容等に応じて、本事業および、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度への申請および参加の制限措置をとります。

詳しくは、「6.6 研究活動における不正行為に対する措置」(151 ページ)をご参照ください。

**【参考】**

以上の措置は、関係する国の指針類を踏まえつつ、本募集要項および研究機関との委託研究契約に基づいて実施しています。関連する国の指針類のうち主なものは、以下の通りです。

- ・「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成 17 年 9 月 9 日(平成 24 年 10 月 17 日改正)競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日(平成 26 年 2 月 18 日改正)文部科学大臣決定)
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)